# 香川県広域水道企業団から料金改定のお知らせ

このたび香川県広域水道企業団では、人口減少等に伴う水道料金収入の減少や 老朽化した施設の改修等更新費用のため<u>令和5年4月1日から土庄町内の水道料金</u>を20%値上げします。

利用者の皆さまにご負担をおかけし、誠に心苦しいところではありますが、水道の安定供給のため、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、令和10年度に香川県広域水道企業団の水道料金は統一される予定であるため、 新料金は令和5年度から令和9年度までの料金となります。

### 【新料金表】令和5年4月1日から適用

●基本料金(1か月当たり、税抜)

用途の別	メーター口径	使用水量	金額
家事用	13mm		1,380円
	20mm	8㎡まで	2,544円
	25mm		3,804円
営業用 団体用 工業用	13mm	15㎡まで	3,072円
	20mm • 25mm		5, 292円
	30mm • 40mm		8,292円
	50mm		12,672円
	75mm		28, 392円
湯屋用		200㎡まで	23,760円
工事又は臨時用			3,300円

### ●超過料金(1か月当たり、税抜)

用途の別	使用水量	単価 (1㎡につき)
家事用	8㎡を超え15㎡まで	228円
	15㎡を超え30㎡まで	312円
	30㎡を超えるもの	372円
営業用 団体用 工業用	15㎡を超え30㎡まで	300円
	30㎡を超え100㎡まで	348円
	100㎡を超え500㎡まで	396円
	500㎡を超えるもの	324円
湯屋用	200㎡を超えるもの	240円
船舶用		468円
工事又は臨時用		468円
私設消火栓	企業長が別に定める	

#### ●メーター使用料

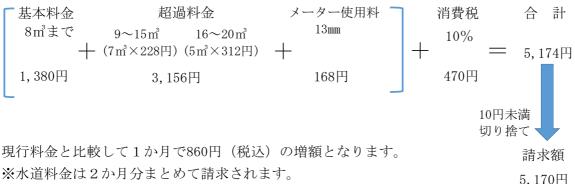
(1個1か月当たり、税抜)

メーター口径	金額
13mm	168円
20mm	300円
25mm	336円
30mm	528円
40mm	636円
50mm	2,640円
75mm	3,372円

- ※水道料金は、基本料金、超過料金、メーター使用料の合計額に消費税が加算されます。この場合、消費税 加算後の合計額の10円未満の端数は切り捨てます。
- ※基本料金の額は、使用水量がない場合は基本料金の額の60%に、使用水量が3㎡までの場合(使用水量がない場合を除く。)は基本料金の額の70%に軽減されます。(工事又は臨時用を除く。)

## 【水道料金の計算方法】

メーター口径13mmの家庭で1か月当たり20㎡使用した場合は、次の とおりです。



※水道料金は2か月分まとめて請求されます。

### 【新料金の適用時期】

新料金の適用時期は下図のとおりです。 (検針日が偶数月3日の場合)



料金改定 令和5年4月1日

### <経過措置>

料金改定は令和5年4月1日から実施しますが、それ以前から継続して 使用している方については、6月検針分から新料金が適用となります。

ただし、令和5年4月1日以後に使用を開始した場合は、初回の検針分 から新料金が適用となります。

#### 【お問合せ先】

香川県広域水道企業団小豆ブロック統括センター お客様センター

₹761-4301

小豆郡小豆島町池田2071番地2 池田保健センター2階 TEL (0879) 75-1400 FAX (0879) 75-1405